虐待防止措置未実施減算を避ける確認表（通所介護・地域密着型通所介護）

措置	確かめる書類	チェック
① 委員会を定期的に開き、結果を職員に知らせている	委員会の議事録（日時・出席者・話したこと）と、職員に知らせたことがわかる記録（回覧のサイン、朝礼の記録など）	☐
② 指針がある	「虐待の防止のための指針」の文書（いつ作ったか・見直したかの日付つき）	☐
③ 研修を年1回以上している	年1回以上の研修の実施記録（日時・参加者・内容）。今年度（前の研修から12か月以内）の記録があるかを見ます。※休んだ人・新しく入った人の記録は減算の条件ではありませんが、運営指導で見られ、大阪府も改善の書類の例に挙げています	☐
④ 担当者を置いている	担当者の名前がわかる書類（指針・運営規程・委員会の名簿など）	☐

出典：厚生労働省 令和6年度介護報酬改定 ほか（くわしくは nexora-kaigo.com/kiji/gyakutai-gensan/）